

第8回教育委員会会議

令和5年6月13日
午後3時30分
教育センター講義室

案 件

報告第21号

教育政策の更なる充実を図るための教職員からの意見・提案にか
かる対応状況について

■大阪市立学校における教育の改善・改革、業務改善等に向けた各ご意見・各ご提案に対する対応について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解（案）	具体的な対応策等
		現状の課題等	提案・改善策等			
1	2	・大阪市立小中学校で特別支援学級に在籍している児童生徒が、特別支援学級で授業を受けずにほとんどを通常学級で過ごしている。 ・同じく、特別支援学級に在籍している児童生徒が、自立活動を行っていない実態がある。 ・特別支援学級担任が、特別支援学級での授業を行わず、ほとんど通常学級への「入り込み」をしている。 以上の課題は、以下のような問題がある。 ①「障害のある子共の教育支援の手引き」（文科省特別支援教育課・令和3年6月）で、「週当たり8単位時間はもとより相当数確保する必要がないと考えられる場合には、通常の学級における指導と通級による指導を組み合わせた指導による対応を検討すべき」と述べられている。 ②文科省通知「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について」（4文科初第375号）に抵触する。「特別支援学級に在籍している児童生徒については、原則として週の授業時数の半分以上を目安として特別支援学級において児童生徒の一人一人の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた授業を行うこと。」とする文言に反してる。 ③上記、①と②を踏まえ、大阪市教育委員会作成の「就学・進学相談に関するQ&A」のQ6、Q9でも同様のことが述べられている。 ④入り込み指導の場合は、特別の教育課程を組むこととなっているが（「就学・進学相談に関するQ&A」Q10）、本校では、このような取り扱いは一人を除いてしていない。 ⑤①と②は法的拘束力を有する（国家行政組織法第14条2項）。また、③も法的拘束力を有する（地教行法21条5号）。	①保護者に就学に関する教育相談の段階で、週8時間以上特別支援学級の教室で学習することが入級の条件であることを確実に伝え、納得するためのスキームを作る。 ②具体的には、特別支援学級に入級を希望するとの保護者記入の様式に、「週8時間以上特別支援学級で学ぶことを説明され、了承しました。」等の一文を加える。 ③書類上だけではなく、実際に特別支援学級での授業を行っているか把握するためのスキームを作る。 ④具体的には、保護者向けのアンケートを作成したり校内の教員用時間割表を提出する、知的障害学級に入級している生徒の評定を教育委員会が把握するなど。特に最後の具体例に関しては、知的障害学級に入級して国語や数学で「3」などの評定がついていれば、抽出授業を実施していないことは明らかであるから、把握しやすいと考える。 ⑤就学に関する教育相談で教員が説明すべき項目、抽出授業を行う教科などを様式化して、各学校に使用を義務付ける。 以上、①～⑤を提案させていただきます。	指導部インクルーシブ教育推進担当	ご提案いただきました内容につきましては、以下のように考えております。 【基本的な考え方】 本市では、これまで、障がいの有無に関わらず、地域で「共に学び、共に育ち、共に生きる」教育を進めており、通常学級、通級による指導、特別支援学級等、多様な学びの場における特別支援教育の充実に努めてまいりました。この考え方に基づいて、引き続きインクルーシブ教育を進めてまいります。 ①②につきまして、文部科学省と本市教育委員会とのヒアリングにおいても、特別支援学級で学ぶ時間数については、個々の児童生徒の障がい状況に応じて、学校において編成される「特別の教育課程」によって多様な学びの場で実施されるものであり、個々の児童生徒の障がい状況に応じて必要な教育課程は異なり、それぞれの児童生徒の「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」に基づいて実施されるものとの共通認識を得ています。そのため、8時間以上など一律に時間数の設定をすることは馴染まないと現段階では考えおり、保護者記入の様式への追記も必要ないと考えております。 ③につきまして、特別支援学級での在籍者については、各校において編成される「特別の教育課程」に則り特別支援学級や通常学級において授業が行われます。令和4年度も、指導主事が学校訪問をした際には、自立活動をきちんと実施するよう確認したところですが、ご提案の趣旨を踏まえ、今後、指導主事が行う学校訪問の際に、「特別の教育課程」がきちんと履行されているかさらに確認の徹底をしてまいります。 ④につきまして、学習評価については、学校における教育活動に関し、児童生徒の学習状況を評価するものであり、障がいのある児童生徒に係る学習評価の考え方は、障がいのない児童生徒に対する学習評価の考え方と基本的にはかわるものではないと考えます。特別支援学級に在籍する児童生徒は、一人一人の発達段階や、障がい状況によって学習状況は違うため、丁寧に把握したうえで適切に観点別学習状況の評価や評定、個人内評価が行われるものと考えております。 ⑤につきまして、各校における就学・進学相談につきましては、これまでより「就学・進学相談票」を活用することとしておりました。令和4年度より、さらに細かく障がい状況や診断の有無を確認するため、学習面や生活面、診断などの各観点を記すよう改訂しており、引き続き、活用してまいります。 ※なお、文部科学省より通級による指導の開設数が少ない指摘や国の通級による指導の整備方針より、本市におきましては障がいのある児童生徒の学びの場を拡充するため、令和8年度をめどに、通級による指導の学びの場を小・中学校及び義務教育学校全校に開設する予定。ただし、一部の小規模校及び分校は除きます。	【令和4年4月の文部科学省通知以降の対応】 ・令和4年5月、学びの場の再検討や教育課程について、校長を対象とした研修を実施。 同じ場で学ぶことだけでインクルーシブ教育としてはいないか、一人一人の学ぶ内容や学習目標が吟味されといるか等について、再検討するよう指示。 ・令和4年6月、校長を対象とした「就学・進学及び自立活動に関する研修」を実施。 ・令和4年7月、6月に実施した「就学・進学及び自立活動に関する研修」と同内容を、特別支援教育に関わる全教員へ実施。 【令和5年4月以降の対応】 ・令和5年4月、通級による指導の学びの場の拡充について、校長を対象とした説明会の実施。 ・令和5年5月、通級による指導の学びの場の拡充について、保護者あてに通知予定。 指導主事の学校訪問等において、自立活動等、「特別の教育課程」に基づく授業が実施されているかを確認。

参考 大阪市教育振興基本計画上の政策推進のための9つの基本的な方向

- 1
- 安全・安心な教育環境の実現
- 2
- 豊かな心の育成
- 3
- 幼児教育の推進と質の向上
- 4
- 誰一人取り残さない学力の向上
- 5
- 健やかな体の育成
- 6
- 教育DXの推進
- 7
- 人材の確保・育成としなやかな組織づくり
- 8
- 生涯学習の支援
- 9
- 家庭・地域等と連携・協働した教育の推進

■大阪市立学校における教育の改善・改革、業務改善等に向けた各ご意見・各ご提案に対する対応について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解（案）	具体的な対応策等
		現状の課題等	提案・改善策等			
2	1	①大阪市立学校で「教育相談コーディネーター」が校務分掌に位置付けられていない学校が多い。 ②そのため、SCと連携する責任者が曖昧なまま、「申し込み順」にカウンセリングを受け付けている。 ③しかも、授業中に生徒を抜き出してスクールカウンセリングを行っている。 ④教員へのコンサルテーションやスーパーバイズの時間が取りにくい。 ⑤スクールカウンセリングに関する「ガイドライン」に類するものがなく、全市的に指針がない状態である。 以上、①～⑤の課題は、以下のような問題がある。 ①文科省の通知により、各校で「教育相談コーディネーター」を設置しなければならないはずである（「児童生徒の教育相談の充実について」文科初中局長平２９・２・３）（国家行政組織法第１４条２項）。 ②スクールカウンセリングの実施方法について詳しい通知などはない。しかし、「生徒の授業時間中の面接に関しては、担任や学年と協議し必要と認められた場合にのみ行うことができる。カウンセラーの立場から、授業時間を使ってでも個別面接が必要であるということがあったとしても、生徒はまず第一義的に学習する権利をもっている。従ってどうしても面接が必要な場合は、その第一義的な権利に優先する緊急性、重要性があるということをし、担任や学年に対して説得し、その了解を得なければならない。その了解を得ることができ、しかも生徒自身も面接をうけることに同意した場合にのみ、授業時間中の面接が可能となる。週に１回同じ授業時間に面接するということは、その時間の授業が毎回欠けることになり、それは生徒が教育を受ける権利を大きく侵害することにもなっているということを知らなければならない。」とされている（「教育相談等に関する調査研究協力会議（第２回）配布資料１ー２兵庫県におけるスクールカウンセリング実施のためのガイドライン」試案、５）。 申し込み順に漫然と授業中にカウンセリングを実施することは、この文科省のガイドラインに抵触すると考えられる。 ③上記ガイドライン（試案）では、教職員へのコンサルテーションもSCの職務とされている。そのため、SCの勤務時間中に、生徒のカウンセリングで時間が埋まっている状況は好ましくないはずで、教職員へのコンサルテーションの時間を確保する必要がある。 ④文科省もガイドラインを試案している段階であるが、市教委において本市の実態に合わせたガイドラインを策定しなければ、現場は上に述べた混乱が継続することとなる。	①教育相談コーディネーターが各校園で校務分掌に位置付けられているか市教委が把握すること。 ②教育相談コーディネーターを各校園で校務分掌に位置付けるように学校に通知すること。 ③大阪市においてもガイドライン策定を検討すること。 ④本市のガイドラインができるまでは、文科省のガイドライン（試案）に基づいた対応をするように学校に通知すること。 ⑤スクールカウンセリングにあたって、誰をどのような基準で、優先順位をつけるのかを、研修などで共通認識を図ること。	こども青少年局 中央こども相談センター 教育相談担当	・ご提案の内容につきまして、大阪市では、令和４年度より「大阪市スクールカウンセラーガイドライン」及び「大阪市スクールカウンセラー事業学校向け手引き」を作成し、令和４年３月３０日に大阪市立全小中学校および義務教育学校に送付しております。 ・上記ガイドライン等において、子どもとの面接は基本的に授業時間外に設定することや、スクールカウンセラーとの連携や相談予約の管理などの教育相談コーディネーターの役割については、学校の管理職が担うことが定められています。 ・上記ガイドライン等を遵守し、学校において、適切な教育相談体制が構築できるよう、今後も努めてまいります。	・令和５年４月に「大阪市スクールカウンセラーガイドライン」及び「大阪市スクールカウンセラー事業学校向け手引き」を全小中学校および義務教育学校に改めて送付するとともに、学校長を対象とした説明会等で周知を図るなど、引き続き、学校において適切な教育相談体制が構築できるよう努めてまいります。

参考 大阪市教育振興基本計画上の政策推進のための９つの基本的な方向

- １ 安全・安心な教育環境の実現
- ２ 豊かな心の育成
- ３ 幼児教育の推進と質の向上
- ４ 誰一人取り残さない学力の向上
- ５ 健やかな体の育成
- ６ 教育ＤＸの推進
- ７ 人材の確保・育成としなやかな組織づくり
- ８ 生涯学習の支援
- ９ 家庭・地域等と連携・協働した教育の推進

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解（案）	具体的な対応策等
		現状の課題等	提案・改善策等			
3-1	その他	人財の流出。（役職のついた人間が職員を財産の「人財」ではなく替えの効く材料「人材」としか思っていないマインドがそもその課題。）	昨今の主任クラスの降格、若手・中堅クラスの退職がなぜ続くのか本気で気づかなければ大阪市の教育に未来はない。 一般行政が出来ていることを学校現場でも当たり前に行けるというのであれば、学校事務職員という職名を抹消し行政職員と統一してはどうか？市長部局の人間も学校現場がいかに多岐に渡って業務をこなさなければならないのかを知るためにも市長部局側の人間を学校現場に配置。また学校事務職員も市長部局ではこういうことが当たり前に行けるのかと、互いに知り合う、いいきっかけにするためにも市長部局との人事交流を積極的に行ってはどうか？教員の数と学校事務職員の数に圧倒的な差があり、当たり前にしたくても出来ない現状が学校現場にはあるので、それを完全に行政側へシフトさせるのであれば、心のないＡＩを開発しＡＩに仕事を任せてはどうか？今後２度と不適切な事務執行もなくなるので、行政的にはハナマルになるのでは？ＡＩで不適切な事務執行がなくなり、さらに業務効率化した学校に通う児童・生徒、保護者は市民サービスが良くなった！と感じられるのであれば、学校事務職員は学校に必要なし、職員が減ればそれだけ大阪市財政にとってもプラスになるのではないかな？ 同時に、主幹級の役職定年の年齢をもっと引き下げ（５５歳くらい？）はどうか？年齢と肩書だけを無駄に重ねて時代に合っていない人間が上に立つ現状を変えなければ若手・中堅が何を思い大阪市を辞めていくのか本当に気付けないので人財の流出を防ぐことは不可能である。役職定年を今より５年ほど引き下げることによって、主幹級の人間も定年を迎えるまで必然的に再度プレーヤーとなる。そうすることで様々な問題点を見据え次の世代へ託していけるようになるのではないかな？ 主幹の選出についても組合人事や人事担当者の恣意性が疑われるような直轄人事を廃止してはどうか？今の主幹級のほとんどが共同学校事務室は人材育成の場、など耳触りのいい言葉だけを並べて仕事の出来る人間にだけ負担を倍増させている。出来る人間ほど馬鹿らしくなり大阪市を去って行って当然ではないのか？本来「みんなで頑張ろう！」とリーダーであるべき階級の人間が「上からこう言われているので文句を言わずにやれ！」とボス的な存在として君臨している。リーダーとボスの違いを理解できない人間が上に立つ資格はないのではないかな？ それに加えて主幹級の人間はプレーヤーから外れている。プレーヤーから外れた人間が若手・中堅のプレーヤーがどう苦しんで大阪市を去っていくのかわかるわけがない。そしてプレーヤーに戻るものの出来ない主幹級の人間が副校長へ流れていく。そんな現状で教育行政が良くなるわけがない。（こういう話をした時に必ず、主幹級はプレーヤーから外れて然り。と返してくるが、その理屈ならそもそも主任級がプレーヤーで居なければならない現状もおかしなことではないのか？結局は自分の保身しか考えるものの出来ない人間を主幹級に添え続ける限り、教育行政が良くなることはないし、人財の流出を防ぐことは出来ない。）職員を替えが効く材料「人材」としか思っていないから仕事のできない臨時を雇わなければならない現状があるのではないかな？そうして、また不祥事が起きて対応に追われ、出来る人間が１人ずつ去っていくのではないかな？そろそろ任命した側の責任も問うべきではないかな？このような意見を伝えたくても言葉にするのが得意な人間、不得意な人間がいる。不得意な人間の気持ちをもっと代弁できる人間を主幹級に任命してくれれば、人財の流出は防げるのではないかな？	教職員人事担当	ご指摘の提案につきましては、以下のように考えております。 【学校事務職員の業務について】 ・学校事務職員の職名を抹消し、行政職員と統一してはどうか、とのご意見につきましては、学校事務職員は、学校組織における唯一の総務・財務等に通ずる専門職であり、学校運営に積極的に参画するため、必要な職種であると考えております。 ・学校現場が多岐に渡って業務をこなす必要があるとのご意見につきましては、今年度の共同学校事務室の全市展開に合わせ、決裁事務の一部を効率化したシステム改修を行うなどの改善を行っております。 ・今後も、共同学校事務室において業務の標準化・効率化を図るとともに、各構成校の業務をグループ単位で進捗管理するなど、必要な支援が行えるよう、努めてまいりたいと考えております。 【事務主幹（課長代理級）について】 ・役職定年の年齢の引き下げ（55歳）につきまして、事務主幹は課長代理級のポストであり、管理職の位置づけではないことから、法令上、役職定年の対象とはなっており、定年まで勤務可能となっております。 ・昇任選考につきましては、市人事委員会において実施しており、事務主任（係長級）の中から、経験や人事評価等を総合的に考慮し、教育委員会が市人事委員会へ候補者を推薦しております。 ・事務主幹は、共同学校事務室体制において、３～４程度のグループ（１グループ10校程度で構成）全体を統括する役割を担っており、事務職員の資質向上・人材育成等の観点から、当該在籍校の学校事務よりも、主に担当グループの事務職員への支援に従事していただいています。 ・事務主幹に関していただいた種々の意見につきましては、今後、事務主幹会議や事務主幹への研修の場等を通じ、若手職員への知識や経験の継承とともに、職員の丁寧な指導にも努めるよう、各事務主幹に伝えてまいります。	・令和５年４月　共同学校事務室の全市展開 ・決裁事務の一部を効率化したシステム改修（令和５年７月頃運用予定） ・定例の事務主幹会議等において伝達を予定。

- 参考　大阪市教育振興基本計画上の政策推進のための９つの基本的な方向
- 1

安全・安心な教育環境の実現
- 2

豊かな心の育成
- 3

幼児教育の推進と質の向上
- 4

誰一人取り残さない学力の向上
- 5

健やかな体の育成
- 6

教育ＤＸの推進
- 7

人材の確保・育成としなやかな組織づくり
- 8

生涯学習の支援
- 9

家庭・地域等と連携・協働した教育の推進

■大阪市立学校における教育の改善・改革、業務改善等に向けた各ご意見・各ご提案に対する対応について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解（案）	具体的な対応策等
		現状の課題等	提案・改善策等			
3-2	その他	業務内容の変更が、あまりにも学校現場と乖離している。	不祥事が起きる度に2度と起きないようにするシステム作りがあまりにも現場を見ていないのではないか？共同学校事務室も先行実施組と後発組との温度差があり過ぎることはどのように考えているのか？先行実施組としか意見交換をしていないように見受けられる。共同学校事務室を始めるとなったときも問題の少ない学校で始めて何の意味があったのか？ 就学援助のワンストップ申請ができるようになった？そんなもの共同学校事務室でなくても市民サービスを本気で考えている学校事務職員なら最初から取り組んでいたことではないのか？共同学校事務室になったから大々的に出来るようになったと言う時点で市民サービス意識は二の次だったことを露呈している。課題の多い学校が少ない学校に合わせることがどれだけ大変なのか、そういった経験の少ない人間が制度設計をしているから後発組との温度差が生じ益々しんどくなるのではないのか？新しいことを始めるときは本当にしんどいところに合わせて制度設計してはどうか？ 加えて不祥事を起こさせないように本気でするなら業務に対して免許制にしてはどうか？簿記等、会計に疎い人間が担うから問題が起きるのではないのか？会計のことをわかっている人間だけで業務を行えば不祥事事態もなくなるのではないのか？ また、分限免職をもっと積極的に行ってはどうか？仕事ができない時点で大阪市にとってマイナスでしかない人間を雇う必要性があるのか？裁判に向けて証拠が少なく分限免職をするまではと二の足を踏むくらいなら最初から分限免職制度なんて作る必要はなかったのではないのか？もっと大阪市として毅然とした対応をすることで緊張感が生まれ、不祥事を起こせば職を失う。という緊張感を持たせて業務を担うべきではないのか。 共同学校事務室について、共に働く「共働」があるにも関わらず、なぜ共に同じ「共同」なのか？オール大阪を見据えての共同のはずが、先発組の情報は常に非公開。後発組が聞きに行こうとすると主幹を通してでないと聞けない。本気で共同（オール大阪）で考えているのか疑問しか持てない。非公開にするということは、それぞれの室が評価の取り合いになっている現状があるのではないのか？そのような疑問が残る共同学校事務室で市民サービスが向上するわけがないし、誰のための共同学校事務室なのか全く分からない。共同学校事務室だよりも先発組の使いまわしなら、最初から全体に配布し、周知徹底しても何の問題もなかったのではないのか？	・教職員人事担当 ・学校運営支援センター学務担当	ご指摘の提案につきましては、以下のように考えております。 【共同学校事務室の先行実施について】 ・共同学校事務室につきましては、令和2年度に北区と中央区においてモデル実施をし、検証結果を踏まえたくえて、令和3年度には小・中学校のうち87校、令和4年度は186校と、改善を図りながら順次、構成校を拡大してまいりました。 ・既に共同学校事務室を実施している地域と、今年度より初めて実施する地域との温度差につきましては、複数のグループを統括する総括室長（事務主幹）等が、それぞれの取組を共有化することで、全市的に事務の標準化・効率化、職員の資質向上・人材育成を図ってまいります。 ・各学校における先行事例については、共同学校事務室においても、積極的に取り入れてまいりたいと考えております。 【分限免職および会計事務の不祥事防止について】 ・分限処分は地方公務員法及び大阪市職員基本条例等関係規定に基づき処分を実施しています。 ・ただ、不祥事を起こさせないようにする重要性は事務局も認識しているため、学校事務職員の不祥事の再発防止及び契約事務を厳正に行うため、令和4年度については全事務職員を対象とした、校園契約に関する研修を7月に実施し、再発防止に努めてきました。 ・今後も、必要に応じて校園契約におけるルールのほか、契約事務について検討・改善すべき点が判明した場合は、見直しを行い、業務マニュアル等を学校園の情報サイト（SKIPポータル）へ掲載し、学校で行う契約事務が円滑に行えるように改善してまいります。	・定例の事務主幹会議において取組を共有化します。 ・学校事務職員の不祥事の再発防止及び契約事務を厳正に行うため、より効果的な研修内容を検討し、令和5年度に実施する予定です。

■大阪市立学校における教育の改善・改革、業務改善等に向けた各ご意見・各ご提案に対する対応について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解（案）	具体的な対応策等
		現状の課題等	提案・改善策等			
3-3	その他	人事考課や書類チェックに対する不自信。	評価する人間、書類をチェックする人間を統一してはどうか？（主幹級の人間1人で全学校事務職員の評価と書類をチェックすべきである。）見る人間が変われば評価が変わり、書類をチェックする人間が変われば言うことがコロコロ変わる。全く同じ評価でも、ある人間は2号区分、別の人間は4号区分になってしまうような評価システムに何の意味があるのか？こんな誰が見ても聞いてもおかしな状態が当たり前になっていてモチベーションが上がるわけがないし、強いては市民サービスの低下にしか繋がらない。連携会議でも「就学奨励費と教科書給与を学校事務職員で取るなら必然的に業務量は増えますよね？」と質問したところ、ある主幹からは「共同学校事務室でやるから業務は効率化されて増えることはない。」と言われる。数か月して同じ質問したら「業務量は増えて申し訳ないけど、働き方改革もあるからやるしかない」と一言。簡単に見えることも見ようとしない主幹に統括室長を務めてさせて、その共同学校事務室は本当に大丈夫なのか？何かあれば共同学校事務室があるから大丈夫。という流行文句はどこからくるのか？現状を見ようとしない人間が多すぎるのではないのか？第2回の受付番号1の具体的な対応策等も「共同学校事務室の開始により専門性を持った人間、複数人でチェックができるようになる」との回答であったが、実際に銀行へ入出金に行くのが収支担当者では何の意味もないのに、そういう具体的なところは一つ答えられていない。共同学校事務室の出納担当者になった人間が毎日、各学校へ伺い銀行業務で入出金を行うのか？銀行業務のない日がある学校はどうするのか？教員等の負担軽減だけを謳い学校事務職員の負担は激増し、正当な評価も受けられず疲弊している学校事務職員が多いのではないのか？職員が生き生きとできることのない仕事環境下でどのようにして市民サービスを向上させられるというのか？労働力の搾取にほかならない。大規模校、小規模校で同じ業務でも業務量に圧倒的な差があるにも関わらず同じ評価になること自体がおかしいことではないのか？教育委員会としてもそういった問題点にも注視し評価制度の抜本的な見直しを行うべきである。	・教職員人事担当 ・学校運営支援センター学務担当	ご指摘の提案につきましては、以下のように考えております。 【人事評価制度について】 ・人事評価制度について、評価者によって評価方法にばらつきが生じてはならないことは事務局も認識しており、毎年、評価者を対象とした研修を実施するなど評価精度の向上を図っているところで。 ・学校事務職員の評価については、事務主任の観察結果も参考に一次評価者が評価を行い、次に二次評価者が評価を行うなど複数の評価者が評価し、最終的に、評価基準に基づいた適正な評価ができているかを調整者が確認することで、評価結果に差が生じない仕組みとしております。 【徴収業務と共同学校事務室について】 ・第2回受付番号1の回答にある「共同学校事務室の開始により専門性を持った人間、複数人でチェックができるようになる」については、事務職員の単数配置校で教員が出納責任者として複数行っている業務のうち、会計検査について、新たに共同学校事務室の事務職員が出納責任者として担当することにより、教員の負担軽減とより適正な事務処理が可能となります。 ・また、業務マニュアルでは入出金については出納責任者の業務として記載していますが、特に必要な場合は、学校長の裁量により収支責任者である事務職員に公金の出金業務と併せて徴収金の入出金業務を行う権限を与える等、各学校の実情に応じて適切に対応していただいております。 ・なお今後は、上記業務マニュアルの記載について、学校の実情に合わせた内容に改訂することを検討してまいります。	・引き続き、評価者研修を実施する等、学校現場に相応しいより公平・公正で客観的な制度を構築し、人材育成や組織の活性化に取り組んでまいりたいと考えております。 ・今後も引き続き、共同学校事務室における徴収金業務について、担当課と連携し、定期的に運用状況や課題の情報共有に取り組んでまいりたいと考えております。

■大阪市立学校における教育の改善・改革、業務改善等に向けた各ご意見・各ご提案に対する対応について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解（案）	具体的な対応策等
		現状の課題等	提案・改善策等			
3-4	その他	脆弱すぎる大阪市のシステム。	タ方頃になるとパソコンが重くなり、仕事効率が一気に下がる。紙ベースで保管しなければならぬ書類もあるので出力しようとするとなん時間がかかり過ぎる。セキュリティポリシーを重視するあまり仮想PCにした弊害が出ているではないか？前の状態から出力が明らかに遅くなったと声がセンターに上がっているにもかかわらず、改善させる気はさらさら感じられない。タ方は仕事をしなくていいということか？仕事ができない現状を市民にどのように説明するのか？タ方、来校される保護者に対して出力が遅くて申し訳ございません。お待たせいたしました。と毎度言うが言わない、言えない職員も居る。脆弱過ぎるシステムが問題である。PCスペック等、入札をかける段階で読みが甘すぎるのではないか？仮想PCもPC紛失からの情報漏洩を考慮してのシステムだろうが本当に大切だと思うものを人間は、なくさないのではないか？例えば自分の財布を紛失する人間は少ない。なぜなら絶対に紛失したくない！それだけ大切に思っているから。校務PCを財布と同じくらい大切と思えば紛失することはないのではないか？紛失だけでなく、それこそ破損でも厳罰にするなど厳しい処置を課せば校務PCを紛失や破損することはもっと少なくなり仮想PCにする必要性はなくなり、もっと業務効率が上がるのではないか？大阪市備品に対して厳罰を科し業務効率が上がるようなシステムを組むべきである。	学校運営支援センター（システム）	ご指摘の提案につきましては、以下のように考えております。 ・令和3年度末に教育情報ネットワークの再構築を実施したあと、端末性能による影響及び仮想PCへの接続遅延等のシステム上の問題により時間を要していた件につきましては事務局も認識しており、機器の更新及びシステム上の処理の見直しにより対応をしております。	・教員及び学校事務員が利用する大部分の教育情報利用パソコン（教職員用）については、令和5年1月より旧端末よりも高性能の端末に更新しています。また、リース期間が残存している残りの端末および校内のネットワーク機器については、更新時期が到来したものから更新をおこなっていく予定です。 ・加えて、校務系仮想PCへ接続する際に時間を要する事象については、システム上の処理の見直しにより改善を行っておりますが、今後も引き続き改善対応について検討してまいります。

■大阪市立学校における教育の改善・改革、業務改善等に向けた各ご意見・各ご提案に対する対応について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解（案）	具体的な対応策等
		現状の課題等	提案・改善策等			
3-5	その他	抽選リストに第三者を介入させることによって生じるタイムラグとその責任。	業者リストについて第3者を介入させ抽選するということであるが、その第3者も抽選するだけが業務ではないだろうし、24時間いつでもすぐに対応できるというわけでないなら、見落とし等あって当該校が困ることは明白である。第3者を介入させて生じさせるタイムラグより大切なことがあるのではないか？また緊急特名も予めリストを作成しておき、案件ごとに上からリストの上から順番に契約を進めていくということであるが、例えば1階のガラスが割れ、侵入等の恐れがある場合、リストの3番目の業者ならその日のうちにガラスの入れ替えを行ってくれることがわかっているにも関わらず、ルールに従い1番目の業者へ依頼。その結果翌日、翌々日にガラス入れ替えをやってくれて、それまでの間に侵入があり大阪市の財産に何かあったとき、一体誰が責任を取ってくれるのか？こういうシステムを組んだ人間に全責任を負わせられるならそれでも構わないが、大抵は学校長の責任になるのではないのか？そうなることが事前に分かっているのであれば経験値の高い学校事務職員の恣意性について多少必要なことではないのか？こういう経験をしたことのない、想定すらできない平和な世界の人間だけで物事を考え進めようとするから、そこからはみ出てしまふ、しんどい学校が存在するのではないか？またそういう学校に配属された気持ちのある学校事務職員が何とかしようとして不適切な事務執行に繋がるのではないか？第3者を介入させての抽選リストの執行は責任の所在を明確にしたうえでやるべきである。やり方も各室に委ねる。ということであるならば同じ大阪市でも観点ややり方が変わってくるのではないのか？本気で統一化したいなら全責任を統括室長である主幹級の人間に取らせてはどうか？それだけの責任を負うことを自覚すれば今のような温い主幹組織にはならないはずである。運営に対する提言シートを校長・教頭に提出して校長・教頭の評価に考慮できるなら、共同学校事務室として主幹・主任に対する提言シートを提出してその室の主幹・主任の評価を考慮しても良いのではないのか？ほとんどの室から室員の気持ちも無視した主幹・主任への低評価が明白であるからやらないのではないのか？もしくは統括室長の威圧的な態度により正当な意見も出せないような室になっていることが分かっているからやらないのか？もし違うというならば、学校園のような提言シートを主幹・主任の評価に考慮するシステムとして組むべきである。自分のやっていること、言動に室員がついて来れるような主幹・主任であるならば悪い評価にはならないし、より一層市民サービス向上に繋がる共同学校事務室に発展するのではないのか？	・学校運営支援センター学務担当	ご指摘の提案につきましては、以下のように考えております。 ・比較見積等における第3者（共同学校事務室内の契約担当者以外の事務職員）による抽選の執行については、契約の公平性と競争性を確保し、業者選定が恣意的になることがないよう実施しており、必要なルールであると考えております。 ・第3者による抽選によって生じるタイムラグについては、適正な契約事務及び業者選定を行うために必要な作業時間ではありますが、スムーズに業者選定ができるように抽選者の選出に工夫を行うなど（複数人指定、時間指定など）、今後も引き続き運用を検討してまいります。 ・緊急特名リストにつきましては、緊急時の対応に備えて、緊急対応が可能な業者のリストを作成しておくものであり、1番目の業者が緊急対応できない場合は、2番目、3番目の業者に依頼することが可能であり、臨機応変に対応できる運用になっております。	・令和5年3月、「校園に関する案件の契約方針」の改定（7月1日適用）等説明会にて、事務主幹及び事務主任向けに実施し、見積業者リストの取扱いについて資料説明を行い、学校園へも事務連絡にて資料の送付を行っています。 ・令和5年6月、令和5年7月1日から適用の「校園に関する案件の契約方針」の改訂等に伴い、「校園に関する案件の契約方の改定について（資料編）」「業務マニュアル」について改めてSKIPポータルへ掲載し周知を行います。

■大阪市立学校における教育の改善・改革、業務改善等に向けた各ご意見・各ご提案に対する対応について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解（案）	具体的な対応策等
		現状の課題等	提案・改善策等			
4-1	6	「教育DXの推進」に関して、1人1台端末の導入や学校ネットワーク環境の改善などが進められているが、まだまだ使い慣れない機器類を「使わなくてはいけない」という段階にいる教職員が多く、テクノロジーを活用することにより従来の教育活動および業務全般の在り方そのものを見直すという、本来の教育DXの主旨が浸透するまでに至っていない。その理由に、教職員が「とにかく一度やってみる」「新しいことにチャレンジする」ための予算が確保できないことや現行の会計規則、契約手続きの煩雑さにより時間がかかりすぎ実現できない（例えば高額なICT機器のお試しレンタル、サブスクなど）があげられる。迅速さが極めて重要な意味を持つ今、オーバーコンプライアンスともいえる行政ルールがその足枷となっている。	現行制度では学校独自でタブレットやノートパソコンの購入が規制されているが、たとえばLDの児童生徒にタブレット学習をさせることにより格段に学習効果が高まるケースも報告されており、個別最適な教育の実現には、現場の状況に応じた教員、スタッフの柔軟な対応、発想が欠かせない。税金を原資に行われている以上はたゆまぬ歳出削減も命題である一方、教育現場において“失敗する費用”、“チャレンジする予算”を認めることや物品調達の迅速性、柔軟性を重視すべき。不適切な事務処理防止のため、現在行われている業者抽選や3品例示などの運用ルール整備や決裁ルート強化も市民への信頼醸成において大切だが、変化の激しい時代に実行スピードがともなわない学校現場に保護者が信頼を寄せるだろうか？また現場の教職員においても、自分たちの判断を信頼しない教育行政への信頼を欠くこととなる。内部統制は業務の可視化、効率化に必要不可欠だが、「契約事務の適正化」という部分最適に陥り、本市の目指す教育目標の実現という全体最適をさまたげることにならないよう、現場がより柔軟な判断ができる体制、仕組みづくりが必要と考える。手続き上の人的ミスを最小限に抑えるためデジタルテクノロジーを活用し、より迅速に、柔軟に物品調達が可能となるよう公費執行に関するルール全般の見直しを検討されたい。	・教育政策課 ・教育センター教育振興担当 ・学校運営支援センター学務担当	ご提案いただきました内容につきましては、以下のように考えております。 ・1人1台学習者用端末の日常的な活用の定着に向けて、ICT教育アシスタントやICT教育推進アドバイザーが学校を訪問するとともに、長期休業中には教員のスキルやニーズに応じたICT活用研修を実施しております。 ・学校の契約事務に関しては、令和3年度学校における不適切な契約事務が判明したことを機に、契約方針及び業務マニュアルを改正しているところです。 ・ただ、迅速な物品調達は必要なことであると事務局も認識しており、契約事務を円滑に行えるよう、学校園の情報サイト(SKIPポータル)での業務マニュアルの周知や、令和4年度については全事務職員を対象とした校園契約に関する研修を実施しました。 ・今後も学校における契約事務が円滑に行われるよう、取組をすすめてまいります。	・ICT教育アシスタントは、令和5年度の前期は月2回の定期訪問を実施。 ・ICT教育推進アドバイザーは、原則、学期に1回の訪問、申し込みにより追加で複数回訪問を実施。 ・ICT活用研修は、7・8月に36回実施予定。冬季休業は開催講座を検討中。特別ICT活用研修として、SKYMENU Cloudに係るオンライン研修を6月以降10回開催予定。 ・令和4年7月、全学校事務職員対象に、校園契約に関する研修を実施。 ・令和5年3月、「校園に関する案件の契約方針」の改訂等説明会を事務主幹及び事務主任向けに実施し、学校園へも事務連絡にて「校園に関する案件の契約方針」の改訂等に関する資料を送付。 ・令和5年6月、令和5年7月1日から適用の「校園に関する案件の契約方針」の改訂等に伴い、「校園に関する案件の契約方の改定について（資料編）」「業務マニュアル」について改めてSKIPポータルへ掲載し周知する。 ・学校事務職員が契約事務を厳正に行うため、より効果的な研修内容を検討し、令和5年度に実施する予定です。

参考 大阪市教育振興基本計画上の政策推進のための9つの基本的な方向

- 1 安全・安心な教育環境の実現
- 2 豊かな心の育成
- 3 幼児教育の推進と質の向上
- 4 誰一人取り残さない学力の向上
- 5 健やかな体の育成
- 6 教育DXの推進
- 7 人材の確保・育成としなやかな組織づくり
- 8 生涯学習の支援
- 9 家庭・地域等と連携・協働した教育の推進

■大阪市立学校における教育の改善・改革、業務改善等に向けた各ご意見・各ご提案に対する対応について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解（案）	具体的な対応策等
		現状の課題等	提案・改善策等			
4-2	7	「人材の確保・育成としなやかな組織づくり」に関して、現在「働き方改革推進プラン」に基づいて各分野の専門性を有した人材の採用など教職員の働きやすい環境整備が進められている一方で、多様なスタッフ（部活動指導員やその他会計年度任用職員）が学校現場に配置されることにより、その勤態管理や職務上の様々な打ち合わせなど新たな業務が発生し、主に教頭・事務担当者の窓口対応負担が激増している。具体的には会計年度職員（未経験者）に対し労働条件、休暇や出張といった各種制度、手続き、書類記入のしかた等について繰り返し指導・育成を行わなければならない、勤務日時に応じてアプローチしなければならない。また物品購入や修理などの予算執行に関しても従来顧問であった教職員のかかわりが徐々に薄れ、連絡・伝達がうまくいかず判断、決定に時間を要することが増えている。 また、今後一層増加する多様な教職員の働き方（介護を担いながらの勤務、夫婦共働きでの子育て、定年延長など）に対し、さまざまな制度を活用し、ひとりひとりの事情に応じた選択を行えることが望ましいが、学校現場全体の多忙感は依然として解消されておらず、制度についての知識等を共有できる状態にない。先述の会計年度任用職員同様、教頭・事務担当者による通知文書回覧などを都度行っているものの、膨大な電子文書の閲覧・配布、配布された側の教職員も膨大な量の文書熟読を求められて疲弊し、SKIP掲示板の多くが未読状態あるいは流し読み状態となっており、重要なものを見落とすといった弊害も出ている。	会計年度任用職員などすべてのスタッフの勤態管理をカードリーダー等システム化すべき。周知すべき各種制度についても、従来の文書通知方式ではなく、たとえばデジタルサイネージの活用により視覚効果を高めたり、文書を読み込む教職員の時間的、体力的負担を軽減することができる。現在の勤務校でもサイネージを試験導入して検証しているが、通知文書の周知よりもコンプライアンス意識向上につながりやすく、自然に学ぶことができる」と肯定的な意見も多い。ただし配信側はコンテンツ作成業務などが負担になるため、各学校単位でなく、全市や共同学校事務室など地域単位で同一コンテンツを一括配信できるネットワークやシステム構築について、また防災・減災などのコンテンツの各局提供など、市としての取り組みを検討してほしい。ほとんどの教職員は悪意を持って不祥事をはたらくのではなく、制度やルールの理解が追い付いていないためであり、その制度やルールがあまりにも複雑・煩雑化しているために共通認識をはかることができないまま精神的時間的負担が蓄積し、ミスを誘発している。問題の本質を見誤ってさらなる管理強化を進めることはしなやかな教職員組織を形成するどころか硬直化した組織、ひいては人材流出へとつながる。直接的な改善策ではないが、もっと現場の生の声を聴いて（現場に足を運んで実態を見て）人間らしい働き方とは何かを模索する努力が必要なのではないか。	・教職員人事担当 ・教職員給与厚生担当	ご提案いただきました内容につきましては、以下のように考えております。 ・近年のスクールサポートスタッフや部活動指導員などの会計年度任用職員の配置人数の増加により、現場において、職員の勤怠管理の事務が増えていることについては、事務局としても認識しております。 ・すべてのスタッフの勤怠管理を、カードリーダー等によりシステム化することにつきましては、月額の会計年度任用職員についてはすでにシステム化を行っております。 ・ただし、勤務日や勤務時間が比較的流動的である時間額勤務の会計年度任用職員については、月末の勤怠処理や勤務日の変更手続など、システム処理にかかる事務が新たに発生し事務処理がかえって煩雑になる場合もあるため、出勤簿による勤怠管理としております。 ・なお、会計年度任用職員にかかる各職種の担当が分かれており、勤務形態や問い合わせ先が分かりにくいことから、今年度より通知文における制度全般にかかる問合せ先として、教職員人事担当を明記するとともに、各職種の概要の一覧を添付するよう、改善してまいります。 ・教職員の勤務条件への理解につきましては、「勤務条件の手引き」を発行し、学校園に周知するとともに、制度改正や学校園からのご意見等もふまえ、都度更新し、SKIPポータルに掲載することとしております。 今後、学校園から問い合わせが多い内容について、Q＆A集を作成、掲載するなど、周知についても改善に努めてまいります。 ・なお、教育委員会事務局からの通知文書等については引き続き削減を図るとともに、ご提案のあったデジタルサイネージ等も含め、学校園の負担軽減につながる取組の好事例の共有を行ってまいります。	・令和５年秋に予定している通知文において、改善を予定しています。 ・令和５年５月に、勤務条件の手引きを改正し、Q＆A集と併せてSKIPポータルに掲載します。

■大阪市立学校における教育の改善・改革、業務改善等に向けた各ご意見・各ご提案に対する対応について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解（案）	具体的な対応策等
		現状の課題等	提案・改善策等			
4-3	8	「生涯学習の支援」に関して、学校図書館に学校司書が配置され蔵書選定・整備等のサポートが行われるようになっているが、図書室そのものの物理的な制約（これ以上スペースが確保できないなど）により、今以上の柔軟な運用（カリキュラムにおける調べ学習、個別ブース設置など）が難しい状態にある。また新型コロナウイルス感染症対策等により開館時間が減少し、不登校児童生徒がいっそう増加したことを踏まえれば、従来の学校図書館の仕組みだけで十分にこどもたちの読書活動や学びを支える環境にあるとは言えない。	上記の公費執行に関するルール全般の見直しとも関係するが、従来の紙書籍だけでなく、電子書籍の購入や出版社とのサブスク契約ができるようになれば、たとえ不登校の児童生徒であっても1人1台端末を活用して電子書籍を読むことが可能になる。休み時間などの短い時間で本を選びきれない子やタブレットを活用するほうが視認性が高い子、あるいはすでに漫画をデジタル端末で読むことが当たり前となっている今のこどもたちに、学校図書館の電子化はより近い選択肢ではないか。合わせて物理的な制約に対する改善策として、たとえば共同学校事務室構成校どうして多読用図書 の貸借や、学級数減少で空き室利用ができる学校での書籍管理、学校間での蔵書検索機能などが検討できる。	中央図書館	ご提案いただきました内容につきましては、以下のように考えております。 ・電子書籍の提供につきましては、大阪市立図書館で提供している電子書籍EBSCO eBooksの学校専用ページを設け、児童生徒が自宅からアクセスできるよう、学校に専用ページアドレス、ID、パスワードを学校宛通知しています。 ・物理的な制約に対する改善策につきましては、学校からの要望に応じて、市立図書館の蔵書を学校に貸出する団体貸出を行っています。	・電子書籍の提供につきましては、大阪市立図書館で提供している電子書籍EBSCO eBooksの学校専用ページを設け、児童生徒が自宅からアクセスできるよう、学校に専用ページアドレス、ID、パスワードを学校宛通知しています。 ・物理的な制約に対する改善策につきましては、学校からの要望に応じて、市立図書館の蔵書を学校に貸出する団体貸出を行っています。

■大阪市立学校における教育の改善・改革、業務改善等に向けた各ご意見・各ご提案に対する対応について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解（案）	具体的な対応策等 （今後検討する場合は、スケジュール等を明記）
		現状の課題等	提案・改善策等			
4-4	9	「家庭・地域等と連携・協働した教育の推進」に関して、No. 7とも重なる部分があるが昨今の子供たちをとりまく多様な課題について、地域住民や保護者とのさらなる連携協力が欠かせないが、その窓口が学校協議会など極めて限定的な状況にあり、教職員の多忙な環境下では柔軟な発想や行動へと結びつかず、連帯感や教育コミュニティづくりが推進されにくい状態にある。また保護者においても多くが働いている現在、行政サービスとして迅速な連携、事務負担軽減、利便性の向上を図る必要がある。	保護者の負担軽減、利便性向上について、他自治体ですで行われている就学援助のオンライン申請や徴収金口座振替依頼書の電子化などを導入すべき。従来の紙の申請書では防ぐことができない記入漏れ、記入ミスなどがデジタル技術によって解決でき、事務担当者、申請者である保護者ともに負担軽減となる。昨今の金融機関支店統廃合も踏まえれば、徴収金の口座振替不能による現金収納件数を減らすためにも、複数のキャッシュレス決済導入や他都市が行うような市による一括収納について検討する必要がある。事務担当者が日々銀行業務に2時間も事務室を不在とすることはナンセンス以外のなにものでもない。欠席連絡アプリの導入により朝の電話連絡対応負担が減り、各担任がより丁寧に保護者に個別対応できるようになったように、事務担当者についてもこれらの実現により未納督促などの強化に集中的に取り組むことが可能になる。人件費の観点からも早急に導入を検討すべきと考える。また、前述のサイネージの活用幅を広げ、地域行事のお知らせや校下エリア一斉に取り組みたい内容の周知、区役所からの各種情報など、市の出先機関としての役割をよりいっそう果たすことも可能となる。	・学校運営支援センター（事務管理担当・学務担当）	ご提案いただきました内容につきましては、以下のように考えております。 ・就学援助のオンライン申請については、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」により、本市においても現在就学援助システムの標準化対応を進めており、デジタル社会推進の観点からも、オンライン申請機能の実装を予定しております。 ・口座振替依頼書の電子化については、保護者の利便やニーズ上、従来の紙の依頼書を完全に廃止するのは難しく、電子申請と紙の申請を併用することにより、校園での口座情報の管理が現在より煩雑になると考えられるため、現時点での導入は考えておりません。 ・キャッシュレス決済については、現行の口座振替が市場価格より概ね低い手数料で実現できており、キャッシュレス決済の導入により却って保護者の負担が現行の口座振替より高額になると考えられるため、現時点での導入は考えておりません。 ・市による一括収納について、主な政令市（京都市・神戸市・横浜市・名古屋市）に確認を行いました。一括収納は行っておらず、本市の徴収方法と同様であり情報収集ができなかったため、引き続き、他自治体の動向を注視したいと考えます。	・オンライン申請機能を備えた就学援助システムについては令和8年1月の稼働開始をめざしています。 ・今後も、他自治体の動向や市場価格等を注視し、保護者の負担軽減や利便性向上に努めてまいりたいと考えております。

■大阪市立学校における教育の改善・改革、業務改善等に向けた各ご意見・各ご提案に対する対応について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	担当課の見解	具体的な対応策等
		現状の課題等	提案・改善策等			
5	1 5	・農作物等の食品の残留農薬による子どもの脳や身体の発達への影響が懸念されています。 ・文部科学省「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果(令和4年)について」による調査結果にて、小中学校における“学習面又は行動面で著しい困難を示す”児童生徒の割合が8.8%と前回（平成24年）の調査結果（6.5%）より2.3%増となっており、年々増加傾向にあります。 ・東京都医学総合研究所（専門：脳発達・神経再生分野）の木村-黒田純子氏が、月刊誌「科学」にて、「感受性の高い胎児期や小児期などに農薬やPCBなどの有害な環境化学物質を曝露すると発達障害のリスクが高くなる」との論文を発表するなど、発達障害などの子どもの脳発達の異常の増加について、農薬が残留した作物の接食が影響していると懸念されています。 ・2012年には米国小児学会が「農薬曝露は子どもに発達障害、脳腫瘍などの健康被害を起こす」と警告しています。 ・食生活センタービジョン21代表の安田節子氏は著書「食べものが劣化する日本」の中で、農薬汚染はじめ、遺伝子組み換え食品や輸入肉の抗菌剤・ホルモン剤の多使用、ゲノム編集食品等による健康被害について、懸念が示されています。 ・OECD加盟国において、単位面積あたりの農薬使用率と自閉症・広汎性発達障害の有病率について、日本と韓国が他国に大きな差をつけて2位と1位となっており、農薬使用率と自閉症・広汎性発達障害の相関関係が見られます。 ・農薬の大量使用による土壌汚染等の地球環境への影響も懸念されています。	・無農薬または有機栽培された作物等を使用したオーガニック給食により、子どもの健全な成長の促進を図ることを提案させていただきます。。 ・韓国ソウル市では、すべての小中高校にてオーガニック無償給食が実施されており、日本国内においても、農林水産省が政策として進める「みどりの食糧システム戦略」（注）もあって、近年オーガニック給食を実施する自治体が増加しています。 注 2050年：化学農薬使用量（リスク換算）を50%低減 → 2030年：化学農薬使用量（リスク換算）を10%低減（新規農薬の開発は少なくとも10年以上の時間がかかることから、当面の間、病虫害の総合防除の推進や有機農業の面的拡大等を推進） ・未だ政令指定都市においてオーガニック給食を実施している自治体はなく、本市の「令和5年度教育委員会事務局運営方針（案）」にある“子どもたちの最善の利益のために、教育環境を安全で安心な場とし、学力や体力の向上に効果を上げること”や、「大阪万博」で掲げる「安全安心」や「持続可能性」の取組みのテーマに沿ったものとなり、大阪の子育て支援のPRにも繋がると考えます。	指導部 保健体育担当 （給食）	ご提案いただきました内容につきましては、以下のように考えております。 ・本市の学校給食は喫食数（約18万食）が多く、価格面や大量の食材の調達可否を考慮したうえで使用食材を決定し、全市統一献立で提供しているため、無農薬や有機栽培を食材の条件にすることは、現時点では困難であると考えます。 ・ただ、子どもたちにとって安心な給食を提供することの重要性については事務局としても認識しておりますので、安全性の確認のため、年2回残留農薬の検査(※)を行っております。 ※食品ごとの残留農薬基準に沿って、食品に残存する農薬成分を精製・抽出し、濃度を測定しております。なお、直近で見ても平成30年度からの5年間、基準を超える残留農薬は検出されておられません。 ・今後、無農薬または有機栽培された作物等の調達可否に関して、食材業者と意見交換をしながら、また国の動向等も注視しつつ、より良い給食の提供に努めてまいります。	引き続き、安全でより良い給食の提供に努めるとともに、無農薬または有機栽培された作物等の調達可否に関して、食材業者と意見交換をしながら、国の動向等を注視してまいります。

■大阪市立学校における教育の改善・改革、業務改善等に向けた各ご意見・各ご提案に対する対応について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解（案）	具体的な対応策等
		現状の課題等	提案・改善策等			
6-1	7	事務職員の配置人数について、現在はクラス数および就学援助の人数等により配置人数が決まっている。そのため実際の業務量はほぼ変わらないにもかかわらず、クラス数が1クラス異なるだけで、事務職員が2人か1人になる。	1人、2人といった人数ではなく、短時間勤務職員、複数校兼任職員等を活用し、1人、1.5人、2人といった柔軟な対応をとることはできないか。	教職員人事（人事）	ご提案いただきました内容につきましては、以下のよう に考えております。 ・再任用の短時間勤務については、希望者が少ないため（参考：令和5年度1名）、短時間勤務者の配置を前提として1.5人配置を制度化することは難しいと考えております。 ・なお、令和5年度から、学校事務職員が複数の学校の兼務発令を受けて、事務を共同処理する共同学校事務室を全ての小学校・中学校等において、制度化しています。 ・今後、共同学校事務室の実施により、各学校において、事務の標準化と効率化を図ってまいります。	・令和5年度から、学校事務職員が複数の学校の兼務発令を受けて、事務を共同処理する共同学校事務室を、全ての小学校・中学校等において制度化した。 ・今後は、共同学校事務室の実施により、各学校において、事務の標準化と効率化を図るなどの対応を講じていく。

参考 大阪市教育振興基本計画上の政策推進のための9つの基本的な方向

- 1 安全・安心な教育環境の実現
- 2 豊かな心の育成
- 3 幼児教育の推進と質の向上
- 4 誰一人取り残さない学力の向上
- 5 健やかな体の育成
- 6 教育ＤＸの推進
- 7 人材の確保・育成としなやかな組織づくり
- 8 生涯学習の支援
- 9 家庭・地域等と連携・協働した教育の推進

■大阪市立学校における教育の改善・改革、業務改善等に向けた各ご意見・各ご提案に対する対応について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解（案）	具体的な対応策等
		現状の課題等	提案・改善策等			
6-2	その他	学校での工事等補修業務について、様々な専門知識が必要な業務を学校事務職員が業者への見積もり等を行い、仕様書の作成、契約を行っている。事務処理を行う中で見積もり、書類作成等に時間を要し、検収作業についても、校内の職員で行う必要がある。	工事など専門の職員、部署などを創設することはできないか。他市（豊中市など）では、専門の部署が工事などを行っているという話を聞いている。	施設整備課	ご提案いただきました内容につきましては、以下のよう に考えております。 ・本市では、都市整備局や教育委員会事務局の施設整備課に技術の専門職員を配置した工事の専門部署を設け、校舎建設工事や修繕工事を担当しており、軽微な修繕については、迅速な対応を重視して学校が担当することで、学校施設の管理を行っています。 ・学校が担う軽微な修繕においては、施設整備課に保全担当の技術職員を各区担当として配置しており、各学校で技術的な専門知識が必要な場面において、相談や、現場確認、仕様書作成の支援などを行っています。 ・技術面において不明な点があれば、各区担当までご連絡いただきますようお願いいたします。 ・なお、学校施設の修繕業務については、近年、各都市でさまざまな手法が導入されており、本市としても、今後研究を進めて参りたいと考えております。	今後も、学校からの個別ご相談に対して、丁寧に対応してまいります。

■大阪市立学校における教育の改善・改革、業務改善等に向けた各ご意見・各ご提案に対する対応について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解（案）	具体的な対応策等
		現状の課題等	提案・改善策等			
6-3	その他	各システムの操作性、利便性について不要な項目の入力を求めている、簡易なアンケートに答えるだけで複数のステップが必要で多くの時間を生じているケースが多数ある。そのような時間が積み重なり結果として長時間勤務の問題にもなっている。	システムの構築、報告、アンケートによる回答など、把握できる項目は回答させない、自動で入力される、操作性の向上を図るなどの徹底を求める。	学校運営支援センター（システム）	ご提案いただきました内容につきましては、以下のよう に考えております。 ・パッケージソフトウェアのため、速やかなシステムの改修の実施は難しいと考えております。 ・ただし、現場職員の事務負担については事務局も認識しており、入力の簡略化や操作性の向上に向けて検討してまいります。	システムの更新については、長期契約（5年契約）のため、次回、大規模な契約の更新は令和8年度となります。ご提案をいただいた入力の簡素化や操作性の向上について、システムの更新時期を目標に検討してまいります。

■大阪市立学校における教育の改善・改革、業務改善等に向けた各ご意見・各ご提案に対する対応について

番号	区分	ご意見・ご提案内容		担当課	教育委員会の見解（案）	具体的な対応策等
		現状の課題等	提案・改善策等			
6-4	その他	職員の勤務時間について、現在は、８：３０～１７：００が基本として設定されているが、実際の勤務は校門の開門時間などにより実際は、その時間より前に勤務せざるを得ない状況が多数の学校で生じていると思われる。	各学校園の実情に応じ、１人単位で個別の設定ではなく学校園ごとに基本の勤務時間を設定できるようにできないか。	教職員給与・厚生担当	ご提案いただきました内容につきましては、以下のよう に考えております。 ・学校園で勤務する教職員の勤務時間については、「大阪市立学校の職員の勤務時間、休日等に関する規則」並びに「大阪市立学校職員就業規則」により定められており、学校園ごとに基本の勤務時間を設定することは難しいと考えております。 ・ただし、始業時間前に行う活動について、教員の自主的・自発的な取組を除き、校園長の職務命令による業務として実施する場合は、従事する人数を精査し、校務運営に支障のない範囲内で、勤務時間の割振り変更を行い、当該教職員の始業時間を変更することができます。	今後とも、勤務時間の割振り変更の適正な運用となるよう、様々な場面により周知を図ってまいります。